

御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との
調和に関する条例（案）

提案の趣旨

御宿町議会 産業建設委員会

提案の背景

▶ 国・県レベルでの法整備の遅れ

- ▶ 固定価格買取制度（産業用は20年間の買取保証）により、予想をはるかに上回る大規模な開発が多発。
- ▶ 1ヘクタール以上の開発は、県からの「林地開発許可」が必要だが、現行の法律では、環境アセスメントの対象にもなっておらず、また、周辺住民の同意も必要ありません。
- ▶ このため、現状では、どんなに大規模な開発でも、手続きさえ踏めば県からの許可が下り、環境や住民に配慮せずとも事業を実施できてしまいます。町長や議会が反対してもこの開発の見直しを求めることは難しく、場合によっては気づかないうちに開発の許可が下りてしまう可能性もあります。

▶ 【近隣の事例】 鴨川市のメガソーラー建設計画

- ▶ 森林の伐採面積は約150ヘクタール（※東京ドーム32個分）
- ▶ 森林を伐採するだけでなく、山を削って谷を埋める（※1,300万立米≒10tダンプ160万台分）
- ▶ 全国でも例をみないほどの大規模開発ということで、大きな住民問題に発展している。

全国各地で大規模開発に寄せられている 住民の声

- ▶ 山の保水力が失われ、大雨のたびに周辺の水田や川に土砂が流れ込むようになった → 農家や漁師の方々からも苦情が出ている（高知市）
- ▶ パネルの輻射熱で、隣接する住宅の室温が50度を超えた（姫路市）
- ▶ 台風、突風などで太陽光パネルが飛散した（伊勢崎市）
- ▶ 事業者の倒産などで、保守や撤去がされずに壊れたパネルが大量に放置されている（常総市）
- ▶ 何万年もかけて育まれて来た地域の自然環境は、次世代に引き継いでいく義務がある。たった20年程度の企業の利益のために損なわれてしまうことはあってはならない（日高市）



条例制定の目的（提案にかける想い）

- ▶ 無用な住民トラブルを避けたい
 - ▶ 安全・安心な暮らしを守りたい
 - ▶ 御宿の豊かな自然環境と、その恵みを享受する産業を、守り受け継いでいきたい
 - ▶ 町外の無責任な事業者による放置などで、町が“負の遺産”を抱えてしまうことを避けたい
 - ▶ 特に、国や県レベルできちんと法整備がされるまでの空白の期間に、上記のようなことが起きてしまう事を防ぎたい
- ★太陽光発電や風力発電をすべて規制しよう、という趣旨ではありません。建物の屋根に設置するような小規模なものが規制されるようなことはありません（条例の対象外です）。
- ★一定規模以上の事業（1,000㎡以上の太陽光発電、10m以上の風力発電）は、条例の対象となり、申請が必要となりますが、上で述べたような趣旨に照らし合わせて問題がないような事業を、むやみに規制するようなものでもありません。

条例（案）の概要

▶ 対象となる設備

- ▶ 事業区域が1,000㎡以上の太陽光発電設備
(ただし、建築物の屋根・屋上に設置するものを除く。)
- ▶ 高さ10mを超える風力発電設備

▶ 同意

- ▶ 対象となる事業を実施する際は、事前に申請し、町長の同意を得て頂く形になります。
- ▶ ただし、発電設備が次に当てはまるような大規模な事業には原則として同意しません。
 - ▶ 太陽光発電にあっては、太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡を超える場合
 - ▶ 風力発電にあっては、地上からブレード頂上部までの高さが13mを超える、あるいは、その高さが稜線を超える場合

最後に

- ▶ 一度条例を制定したらずっとこのまま、というのではなく、国や県の法整備の進捗や町の皆さんの声などを反映しながら、都度、必要に応じて改正しながら運用してまいります。
- ▶ 御宿町の将来を担う子供たちに何を残すのか、20年後、30年後を見据えた条例（案）です。何卒、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。